掛川市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第８条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成27年10月５日から２週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月５日

掛川市長　松　井　三　郎

市　道　認　定　路　線　表

NO	路 線 名	起　　点	終　　点	重要な経過地
1	成滝榎東線	成滝字榎492-2	成滝字榎509	
2	富士見台公園線	下俣字寺ヶ谷5-5	下俣字寺ヶ谷1-29	
3	方向橋矢鯨線中支線	下垂木字海老田1988-7	下垂木字海老田1988-2	
4	筋違橋通り線支線	水垂字大坪428-6	水垂字大坪324-14	